(4)　将来工業出荷額の見通しに関する事項

地域経済牽引事業の促進のために、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）の改定等を行う場合にあっては、地域経済牽引事業の促進の影響を加味した当該都市計画区域マスタープランの目標年次における将来工業出荷額の見通しを、基本計画に定めることができる。将来工業出荷額の見通しの設定に当たっては、「工業用地に係る市街化区域の規模の設定方法について（技術的助言）」（令和八年十一月二十日付け八農振第千八百五十八号・二〇二六一〇〇一経局第一号・国都計第百七号）を踏まえ、都道府県の都市計画部局等と十分な調整を図るものとする。なお、当該目標年次は、同意基本計画の計画期間の終期を超えたものであってもよい。

(5)　地域経済牽引事業用工場等の新増設の促進に際し配慮すべき事項

①　地域経済牽引事業用工場等を用いて事業を行う者が当該地域経済牽引事業用工場等の周辺の地域の生活環境の保持のために講ずべき措置

地域経済牽引事業用工場等の新増設を促進する場合にあっては、地方公共団体は、その実施する産業政策や環境政策の方針、地域経済牽引事業用工場等の周辺に居住する住民の生活環境、地域経済牽引事業用工場等の種別や性質、緑地面積率等規制の緩和の程度を踏まえ、地域経済牽引事業用工場等の周辺の地域の生活環境の保持の観点から、地域経済牽引事業用工場等を用いて事業を行う者が講ずべき措置として、次のⅰから㈣までのいずれかの措置を定め（複数の措置を定めてもよいものとする。）、地域経済牽引事業用工場等を用いて事業を行う者に対し、一つ以上の措置の実施を求めるものとする。

ただし、「ロ　促進区域及び重点促進区域の設定に関する基本的な事項」に基づき基本計画に定める特に周辺の地域の生活環境の保持を図るべき区域においては、緑地の質や量を確保することが重要であることから、地方公共団体は、地域経済牽引事業用工場等を用いて事業を行う者が講ずべき措置として、ⅰ又はⅱを含むいずれかの措置を定め（複数の措置を定めてもよいものとする。）、当該区域に所在する地域経済牽引事業用工場等を用いて事業を行う者に対し、ⅰ又はⅱを含む一つ以上の措置の実施を求めるものとする。

ⅰ　敷地外緑地の整備等による市町村の緑の基本計画等への貢献

ⅱ　質の高い緑地の整備

ⅲ　地域住民との交流等に関する取組

㈣　周辺環境に配慮した先進技術の導入

②　市町村が講ずべき措置

市町村は、(5)①に基づき基本計画で定める地域経済牽引事業用工場等を用いて事業を行う者が講ずべき措置が円滑に講じられるよう、次の措置を定めるものとする。

ⅰ　承認地域経済牽引事業計画に記載された地域経済牽引事業用工場等を用いて事業を行う者の実施する措置が、当該事業の実施期間中に継続されていることの確認

ⅱ　地域経済牽引事業用工場等緑地面積率等条例の対象となる工場立地特例対象区域や緑地面積率等規制の緩和の水準、地域経済牽引事業用工場等を用いて事業を行う者に求める当該地域経済牽引事業用工場等の周辺の地域の生活環境の保持のための措置の内容の公表

（新設）

（新設）